

コーポレート・ガバナンスに関する基本方針

第1章 総則

1. 経営理念・経営戦略・経営計画

(1) 経営理念

当社は、「プライベート・エクイティを通じた価値創造」を経営理念とし、企業の成長や産業の新陳代謝を促し、新たな価値を創造することで、社会に貢献してまいります。

(2) 経営戦略

当社は、4つのプロセスの循環からなる「プライベート・エクイティ投資のバリューチェーン」の実現を通じて、ファンドパフォーマンスの最大化を図り、当社の持続的成長を目指します。

<プライベート・エクイティ投資のバリューチェーン>

1. リスクマネーの創造（ファンド組成）

プライベート・エクイティ市場へリスクマネーを導入し、良質な投資機会を捉えるために十分な投資資金を確保します。

2. 厳選・集中投資の実行

インキュベーション投資からベンチャー・中堅企業投資やバイアウト投資など、様々な成長ステージや規模の有望企業を厳選して投資し、ポートフォリオを構築してまいります。

3. 投資先の価値向上

投資先の経営に主導的に関与し成長を支援することで、投資先の事業基盤を確立し、企業価値を向上させる活動を行ってまいります。

4. 適切な EXIT の実現

投資先の IPO や M & A 等、適切な EXIT を実現することで、キャピタルゲインの増大を目指します。

当社は、未上場企業投資ファンドを運用し、ファンドの運用報酬を得るとともに、一定の自己資金をファンドに出資することで、ファンドの投資成果を享受しております。

すなわち、投資先の企業価値を向上させ、ファンドのパフォーマンスを最大化することが、当社の収益拡大に直結し、企業価値の増大につながります。それによって、継続的にファンドを組成し、さらなるリスクマネーを確保することも可能となります。

「プライベート・エクイティ投資のバリューチェーン」の実現は、当社のすべてのステークホルダーの利益に資するものであり、また、社会全体への貢献につながるものと考えます。

(3) 経営計画

当社は、プライベート・エクイティ投資の事業特性上、国内外の株式市場および新規上場市場の影響を強く受け、さらに、当社は一定の自己資金をファンドに出資していることから、その収益が短期間に大きく変動します。そのため、ファンドパフォーマンスに長期的な目標を設定し、それを実現していくことで、中長期的な企業価値の増大を目指します。

2. コーポレート・ガバナンスの基本的な考え方

当社は、中長期的な企業価値の向上を図る観点から、以下をコーポレート・ガバナンスの基本的な考え方とし、その充実に継続的に取り組みます。

- ・ステークホルダーとの関係を尊重すること
- ・意思決定の透明性・公正性を確保すること
- ・適正な監督体制を構築すること
- ・効率的でスピード感を持った業務運営体制を構築すること

第 2 章 ステークホルダーとの関係

1. 株主

(1) 株主の権利・平等性の確保

- ・当社は、すべての株主をその所有株式数に応じて平等に扱います。また、その権利の実質的な確保と適切な権利行使のため、法令等の定めに従い、公正に対応いたします。
- ・株主間で情報格差が生じないよう適時・適切な情報開示を行います。
- ・株主総会の招集通知や主な開示資料について英語版を提供します。

(2) 株主総会

株主との建設的な対話の場である株主総会において、株主が適切に権利行使できるよう、下記の点に留意し、環境を整備します。

- ・招集通知の記載の充実等、議決権行使の判断に資する情報の適確な提供
- ・いわゆる集中日を避けた開催
- ・十分な検討期間を確保するための招集通知の早期発送（株主総会開催日の 3 週間以上前）、ならびに発送に先立つ東京証券取引所や当社 Web サイトでの早期開示
- ・インターネットによる電子行使や議決権電子行使プラットフォームの利用による議決権行使の利便性の向上

(3) 資本政策の基本的な方針

- ・プライベート・エクイティ投資は、投資から回収までの期間が長期にわたるビジネスであり、経営環境によっては想定通りの回収を実現できない時期が続くこともあります。当社は、こうした事業特性に鑑み、自己資本の範囲内で投資活動を行うことを基本方針とします。
- ・当社は、原則として当社が組成するファンドを通じて投資を行うことを方針とします。ファンドから回収した資金は、まず、次期ファンドへの投資資金に優先的に充当します。ファンドへの出資と増殖・

回収を循環的に繰り返すことが、当社の更なる企業価値向上につながるものと考えます。

- ・株主還元については、継続性に留意しつつ柔軟に取り組みます。強固な自己資本や財務基盤を維持し、いかなる環境にも対応できる投資体制と収益基盤を確立しながら、それらのバランスをとってまいります。
- ・支配権の変動等をもたらす資本政策を検討する必要がある場合には、取締役会は、既存株主との利益相反に配慮しつつ、その必要性・合理性について十分に検討した上で決定します。また、株主に対して当該資本政策について十分な説明を行うとともに、法令等に従い適正な手続きを確保します。

(4) 政策保有株式

- ・当社は以下の場合に限り、いわゆる政策保有株式として上場会社の株式を保有することがあります。
 - (i) 業務上の協力関係の維持・強化に有用であると判断する場合
 - (ii) その財産的価値が当社の財務上有用と判断する場合
- ・主要な政策保有株式については、保有の合理性について取締役会において定期的に検証します。上記目的に加え、保有に伴う中長期的なリターンとリスクを検討した結果、継続保有の合理性が乏しいと判断する場合は、可能な限り売却に努めます。
- ・政策保有株式に係る議決権の行使は、提案されている議案が中長期的に企業価値の向上につながるかを検討し、当該企業の状況等も勘案したうえで、賛否を判断します。

(5) 買収防衛策

- ・当社は、いわゆる買収防衛策は導入しません。
- ・当社株式が公開買付けに付された場合、取締役会は、その目的と内容を慎重に検討したうえで、当社の考えを公表します。取締役会は、企業価値の維持・向上の観点から必要と判断する場合に限り、適切な対抗措置を提案します。また、対抗措置の提案にあたっては、株主が公開買付けに応ずる権利を不当に害さないよう留意します。

(6) 関連当事者間取引

- ・当社役員との取引にあたっては、法令等に従い、あらかじめ取締役会等の承認を得たうえで、行います。
- ・当社の関連会社または主要株主（それらの子会社を含む）との取引にあたっては、市場相場等を踏まえた適正な条件で行います。また、当該取引の可否は、その内容や金額等に応じて、取締役会や代表取締役等の機関において判断・承認します。

(7) 株主との建設的な対話に関する方針

当社は、株主との建設的な対話に関する方針を別紙 1 のとおり定めています。

2. 従業員

(1) 行動原則

当社およびその役職員の行動指針として別紙 2 の「行動原則」を定め、周知します。

(2) 多様性

- ・当社は、性別、国籍、年齢等により区別することなく、従業員の多様な視点や価値観を受け入れ、

尊重します。

- ・当社は、従業員がプロフェッショナルとしての能力を一層高められるよう、経験の場を広げるとともに、専門知識の習得を支援します。

(3) 内部通報

- ・当社は、法令等に違反する、または違反する恐れがある行為を当社の役職員等が直接情報提供する方法としてジャフコホットラインを設置し、周知、運営しています。
- ・ジャフコホットラインは、コンプライアンス・オフィサー等の社内窓口に加え、社外取締役（監査等委員）もその窓口としています。

3. ファンド出資者

- ・ファンド運用業者である当社にとって、ファンドの出資者は顧客です。当社は、ファンドパフォーマンスを向上させることにより、出資者から受託した運用資産の最大化に努めます。また、出資者に対し定期的に運用状況を報告し、運用の透明性を確保します。
- ・また、出資者は、ファンドパフォーマンスの向上という共通の目的のもと、投資先企業の成長とともに支えるパートナーでもあります。当社は投資先企業を支援するため、必要に応じて出資者との連携を図ります。
- ・当社は、ファンドの運用管理における利益相反の可能性を極力排除し、そのおそれがある場合には、公平性に十分に配慮し、適切に対処します。

4. 投資先企業

当社の成長と、ファンドパフォーマンスの向上は、投資先企業の成長とともにあります（“In the same boat”）。

当社は、投資先企業の経営者と同じ目線に立ち、経営課題の解決に向き合います。そして持てるリソースを効果的に投入し、投資先企業の成長に貢献します。

5. 社会

当社はプライベート・エクイティ投資を通じて、社会に必要とされる事業や企業に資金を提供し、その成長を支援します。環境をはじめ社会的な課題を解決する革新的なテクノロジーや、ビジネスを効率化し、また生活に豊かさをもたらす新たなサービスを提供する企業に対し、その事業の立ち上がりを促進することで、より良い社会の発展に貢献してまいります。

第3章 適切な情報開示

1. 情報開示の充実

(1) 重要情報の開示

当社は、会社法、金融商品取引法、東京証券取引所の適時開示規則等の情報開示に関わる諸法令・諸規則に従い、利用者にとり有益な内容となるよう、適時適切な情報開示を行います。

(2) 任意情報の開示

上記に該当しない場合でも、当社の理解のために重要あるいは有益であると判断した情報については、積極的に公表します。(ただし、個人情報、顧客情報、および関係者の権利を侵害することとなる情報等は除きます。) また、開示にあたっては、情報提供の公平性に配慮して行います。

第4章 コーポレート・ガバナンス体制

1. 体制

- ・当社はコーポレート・ガバナンス体制として、「監査等委員会設置会社」を選択し、過半数の独立社外取締役で構成される監査等委員会を設置しています。
- ・取締役会においては、議決権を有する監査等委員である取締役が、独立した客観的な立場から業務執行に対する監査・監督を行うことで、その監督機能の実効性を高めます。

2. 取締役会の役割・責務

(1) 取締役会の役割、経営陣に対する委任の範囲

- ・取締役会は株主に対する責任を踏まえ、持続的成長と企業価値の向上を目指し、重要な業務執行の決定を行うとともに、業務執行を監督します。
- ・定例取締役会は原則月1回、臨時取締役会は必要に応じて随時開催します。
- ・取締役会付議事項は「取締役会規程」に定めています。当社は、重要な業務執行については独立社外取締役を含めた取締役会で十分に議論を行った上で決定することを基本方針としています。そのため、重要な業務執行の決定を取締役に委任できる旨を定款に規定していません。
- ・なお、投資案件の判断は、迅速な意思決定を行うため、取締役社長を委員長とする「投資委員会」にて行っています。ただし、当社本体で投資を行う場合など、当社が運営するファンドとの利益相反のおそれがある場合は、投資委員会に加え、取締役会においても審議し、その可否を判断します。
- ・また、案件の内容や重要性に応じ、代表取締役または担当役員に「稟議規程」に基づき決裁権限を委譲しています。

(2) 最高経営責任者の後継者のプランニング

社長の後継者計画については、複数の独立社外取締役を含む監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会で決定します。

(3) 役員の報酬

- ・複数の独立社外取締役を含む監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会は当社の業績および本人の貢献度を評価し、それらの評価を適切に反映して、取締役および執行役員の報酬を決定します。
- ・取締役および執行役員の報酬は、基本報酬と臨時報酬により構成し、臨時報酬と基本報酬の一部は業績と連動させます。
- ・株主の中長期的な利益と連動する自社株型の報酬も必要に応じて検討します。

(4) 役員的人事

- ・取締役および執行役員的人事については、会社の業績等の評価や貢献度等を踏まえ、複数の独立社外取締役を含む監査等委員会と代表取締役との間で意見交換した上で、取締役会で決定します。
- ・独立社外取締役の候補者には、「社外取締役の独立性に関する基準」を踏まえ、企業経営や専門分野での豊富な経験と識見を有し、独立社外取締役の役割・責務を果たすことが期待される人材を選定します。

(5) 内部統制・リスク管理体制の整備

- ・取締役会は、内部統制システムの整備に関する基本方針を定め、当社における体制の構築とその運用状況を監督します。
- ・重要な適時開示項目は、取締役会に付議し、その決裁を受けます。
- ・コンプライアンス・オフィサーを取締役社長が指名し、コンプライアンス統括部署を設置する等、コンプライアンスを推進します。

3. 監査等委員会の役割・責務

- ・監査等委員会は、その過半数が独立社外取締役で構成され、内部統制システムを活用して、取締役の職務の執行を監査・監督します。
- ・監査等委員は、取締役会のほか、投資委員会その他社内の重要な会議に出席し、必要に応じて意見を述べます。
- ・監査等委員は代表取締役との定期的会合において意見交換し、必要に応じて要請を行い、相互認識を深めます。

4. 役員受託者責任

取締役および執行役員は、運用するファンドの出資者や投資先企業といったステークホルダーと協働し、ファンドパフォーマンスを継続的に向上させることが、当社の企業価値向上につながることを認識した上で、株主に対する受託者責任を全うします。

5. 独立社外取締役

独立社外取締役は、取締役会や監査等委員会の一員として、独立した客観的な立場から取締役の業務執行を監視・監督します。

(1) 役割・責務

独立社外取締役は、それぞれの分野での実績・識見を活かし、中長期的な企業価値向上を図る観点から、経営の重要な意思決定に関与します。また、株主、ファンドの出資者、投資先企業といったステークホルダーの意見を取締役に適切に反映すべく、独立の立場から業務執行や利益相反を監督し、経営陣に対して助言を行います。

(2) 人数

当社は、コーポレート・ガバナンスの実効性をさらに高めるため、取締役の3分の1以上を独立社外取締役とすべく、今後も適任者を選任するよう取り組みます。

(3) 独立性判断基準

東京証券取引所の独立性基準も踏まえ、取締役会において別紙 3 のとおり「社外取締役の独立性に関する基準」を制定し、コーポレート・ガバナンス報告書、株主総会招集通知等に記載し、開示しています。

6. 外部会計監査人

- ・監査等委員会は、「会計監査人の解任または不再任の決定の方針」に基づき会計監査人の再任の適否を毎期検討します。
- ・会計監査人の選任または再任にあたり、監査等委員会は、取締役等、会計監査人から必要な資料を入手し、または報告を受けた上で、下記の事項に留意して会計監査人の専門性と独立性を確認します。
 - (i) 会計監査人の職務遂行状況、関与社員の経歴と監査実績、担当する人員構成
 - (ii) 監査報酬の適切性
 - (iii) 会計監査人とのその他取引実績の有無と内容の確認
- ・また、取締役会および監査等委員会は、下記の対応を行います。
 - (i) 会計監査人と協議の上、高品質な監査が行われるための適切かつ合理的な監査時間を確保します。
 - (ii) 会計監査人と協議の上、必要に応じ経営陣幹部との面談や意見交換等を実施します。
 - (iii) 会計監査人と監査等委員会や内部監査部門との意見交換の機会を定期的に設け、効果的な意思の疎通に努めます。
 - (iv) 会計監査人から何らかの不備・問題点を指摘された場合は、当該指摘の解決に努めます。

7. 任意の仕組み：諮問委員会（指名・報酬等）

監査等委員会の監督機能が十分に発揮されるよう運営を図り、任意の諮問委員会設置の要否については引き続き検討します。

8. 取締役会の構成、兼任状況

- ・取締役会の業務執行と監督機能が十分に発揮されるよう、取締役としての実務能力・経験、専門知識・識見を有する人材を、多様性にも配慮した上で選任します。
- ・取締役会は、定款に定める上限（監査等委員ではない取締役 10 名、監査等委員である取締役 6 名）以内で、当社の規模および事業内容に鑑み、取締役会が高い実効性を発揮できる構成と規模を維持します。
- ・取締役の主な兼任状況は、株主総会招集通知に記載し、開示します。

9. 取締役会の実効性評価

取締役会において、毎年その実効性に関する分析および評価を行い、評価結果の概要を開示します。

10. 取締役会の審議の活性化

- ・年間スケジュールや予定される審議事項をあらかじめ取締役に通知します。
- ・取締役会資料をあらかじめ取締役に配布するとともに、原則として社外取締役に対し審議事項を事前に説明します。
- ・取締役会の議案内容に応じ、必要かつ十分な議論が可能な審議時間等を設定します。

11. 情報入手と支援体制

(1) 情報入手

- ・社外取締役を含む取締役は、必要に応じ社内関係部署に情報提供を求めます。
- ・監査等委員である独立社外取締役は、監査等委員会において情報交換・認識の共有を図ります。
- ・監査等委員会は、原則として常勤の監査等委員を選定します。また、必要に応じて補助使用人の設置を経営陣に要請する等、経営陣との連絡・調整や、内部監査部門や会計監査人との連携を進め、独立社外取締役である監査等委員との連携に係る体制を整備し、その情報収集力の保持に努めます。
- ・監査等委員会は、取締役および使用人に対し報告を求め、子会社を含む業務および財産の状況の調査を行う監査等委員を選定します。
- ・監査等委員会は、会計監査人との協議の機会を設けて、情報交換・意見交換を行うとともに監査報告、監査計画等を確認し、法令改正等への対応を含む監査上の課題等について状況把握を行います。
- ・監査等委員会が選定する監査等委員は、定期的に部門責任者へインタビューを行います。
- ・代表取締役は、監査等委員会との間で定期的に意見交換を行います。
- ・取締役および執行役員は、監査等委員が社内の重要な会議に出席する機会を確保します。
- ・社外取締役を含む取締役は、必要に応じて外部専門家の助言を受けます。
- ・監査委員会監査規程には、企業不祥事が発生した場合に、監査等委員会が協議を経て、取締役に第三者委員会の設置を勧告する等の適切な措置を講じる旨を定めています。

(2) 内部監査部門等との連携

- ・内部監査室は、取締役社長および監査等委員会に対して内部監査の結果を報告します。
- ・監査等委員会の監査に当たっては、内部監査室の監査の結果を活用します。
- ・内部監査室は、監査等委員会との協議により、必要に応じて監査等委員会が要望する事項の内部監査を実施し、その結果を監査等委員会に報告します。

(3) その他の支援体制

- ・監査等委員会の職務を補助すべき取締役または使用人を必要に応じ配置するものとし、当該使用人の人事については、取締役と監査等委員会が協議を行います。
- ・監査等委員会を補助すべき使用人が監査等委員会の補助業務を遂行する際の、当該使用人への指揮命令権は監査等委員会に属します。

12. 取締役のトレーニング方針

- ・取締役がその責任を適切に果たすために必要なトレーニング等を実施します。
- ・取締役が新たに就任する際に、取締役の責任やコーポレート・ガバナンスに関する知識について研修を実施し、就任後も法改正等に関する研修を継続的に実施します。
- ・社外取締役が就任する際に、事業に関する基本的知識を説明するとともに、その後も必要に応じて経営課題等について情報提供を行います。

第5章 その他

1. 改廃

本基本方針の改廃は取締役会の決議によります。

制定年月日：

2015年9月25日

別紙 1

株主との建設的な対話を促進するための体制整備・取組に関する方針

- ・当社は、中長期的な企業価値の向上に資するため、IR 活動を通じ株主その他の投資家との建設的な対話を行います。
- ・IR 活動は管理担当役員が統括し、社内の関係部署と密接に連携しつつ、管理部広報担当が窓口となって行います。
- ・機関投資家向けに年 2 回の決算説明会を開催し、取締役社長が説明を行うとともに、当該説明会の概要および説明用資料は当社 Web サイトで開示します。
- ・機関投資家との個別面談は、合理的な範囲で取締役または管理担当役員が対応することを基本とします。
- ・定期的に取り締役社長等による海外への IR 訪問を実施し、海外投資家との対話の機会を設けます。
- ・株主である国内外の機関投資家と継続的に面談し、それらの投資家の株主総会における議決権行使の考え方を把握するとともに、当社の経営方針や戦略に対する理解が深まるように努めます。
- ・当社 Web サイト等を通じて、IR 関連資料をはじめ、当社の経営方針、投資活動および財務状況等に関する情報発信の充実に努めます。また、株主総会招集通知の記載の充実に図り、株主に適確な情報を提供します。さらに、これらの情報については、重要性を踏まえ可能な限り英文でも提供します。
- ・投資家との対話を通じて得られた意見等は役員に随時フィードバックするとともに、取締役会において報告して今後の経営に活用します。
- ・インサイダー情報については社外への漏洩を防ぐため社内規程を設けて適切に管理します。

以 上

別紙 2

行動原則

当社および役職員（以下、「私たち」といいます。）は、経営理念である「プライベート・エクイティを通じた価値創造」を実現するため、以下の原則に基づいて行動します。

社会的使命

私たちは、プライベート・エクイティ投資の社会的使命と責任を自覚し、高い志と情熱をもって、すべての活動にあたります。企業の成長や産業の新陳代謝を促し、新たな価値を創造することで、社会に貢献します。

開拓者魂

私たちは、日本におけるプライベート・エクイティ投資のパイオニアとして、既存の価値観に捉われることなく、常に変革と創造を実践していきます。

次代を担う革新的な経営者や企業を発掘・創生し、ともに未来を切り拓いていきます。

チャレンジ精神

私たちは、リスクを恐れず、果敢に挑戦します。

経営者・起業家に対する尊敬と共感を持ちながら、ともに様々な困難を乗り越えていきます。

In the same boat

私たちは、投資先企業との信頼関係がすべての投資活動の基礎であると考えます。

投資先企業の経営者や従業員との信頼関係のもと、“In the same boat”（運命共同体）として、企業の成長を支援します。

Independent

私たちは、ファンド運用業者としての経営の独立性と自立したプロフェッショナルリティが、何よりも重要であると考えます。いかなる場合においても、“Independent”（独立した）な立場から意思決定を行い、投資パフォーマンスを追求します。

高い規律

私たちは、法令およびその精神を遵守し、社会的公正や信義則などを尊重し、ファンド運用業者として、高い次元の職業倫理に基づき事業を行います。

反社会的勢力とは一切の関係を遮断します。また、情報は厳格に管理し、インサイダー取引は絶対に行いません。

受託者責任

私たちは、ファンド運用業者としての責任と義務を自覚し、ファンド出資者に対する忠実義務と善管注意義務を果たすため、最善を尽くします。

利益相反の可能性は極力排除し、そのおそれがある場合には、公平性に十分に配慮し、適切に対処します。

人と組織

私たちは、主体的に考え行動する、企業家精神を持った少数精鋭のプロフェッショナル集団を目指します。

そのため、絶えず研鑽に努めます。また、人材育成に最大限の力を注ぎます。

意思決定のスピードを重視し、セクショナリズムを排したオープンでフラットな組織体制を保ちます。

個人を互いに尊重しながら、情報共有に努め、組織の一体感・チームワークを大切にします。

創業以来受け継いできた、精神や知識・経験など有形無形の財産を発展・継承していきます。

職場環境

私たちは、お互いの人格と個性を尊重し、不合理な差別、ハラスメント等の人権侵害は一切行いません。ワークライフバランスに配慮した健康で働きやすい職場環境の維持に努めます。

以 上

社外取締役の独立性に関する基準

当社の社外取締役は、当社に対する独立性を保つため、以下に定める要件を満たすものとする。

- (1) 本人が、現在または過去 10 年間に於いて、当社および当社の子会社（以下あわせて「当社グループ」という。）の役員（業務を執行する者に限る。）または使用人でないこと。
- (2) 本人が、現在または過去 3 年間に於いて、以下に掲げる者に該当しないこと。
- ① 当社の業務執行者が役員に就任している、または過去 3 年間に於いて役員に就任していた他の会社の業務執行者（*1）
 - ② 当社の大株主（直接・間接に 10%以上の議決権を保有する者）またはその業務執行者
 - ③ 当社の会計監査人のパートナーまたは当社の監査に従事する従業員
 - ④ 当社の主要な借入先（*2）の業務執行者
 - ⑤ 当社グループの主要な取引先（*3）の業務執行者
 - ⑥ 当社グループより、役員報酬以外に年間 1,000 万円を超える報酬を受領している法律、会計、税務等の専門家、コンサルタントその他の者
 - ⑦ 法律、会計、税務、コンサルティングその他の専門的サービスを提供する法人、組合等の団体であって、主要な取引先にあたる団体のパートナーその他業務を執行する者
 - ⑧ 一定額を超える寄付金（*4）を当社グループより受領している団体の業務を執行する者
- (3) 本人の配偶者、二親等内の親族または生計を一にする者が、以下に掲げる者（重要でない者を除く）に該当しないこと。
- ① 現在または過去 3 年間に於ける当社グループの業務執行者
 - ② 現在、上記 (2)①～⑧に該当する者

以上

(注)

- *1 業務執行者とは、業務執行取締役、執行役、理事、その他これらに類する役職者（業務を執行する者に限る。）および執行役員等の重要な使用人をいう。
- *2 主要な借入先とは、連結総資産の 2%以上に相当する金額の借入先をいう。
- *3 主要な取引先とは、ある取引先の当社グループとの取引が、当該取引先の最終事業年度における年間連結売上額の 2%の金額を超える取引先をいう。
- *4 一定額を超える寄付金とは、ある団体に対する、年間 1,000 万円または当該団体の総収入もしくは経常収益の 2%のいずれか大きい方の金額を超える寄付金をいう。